

障害者福祉課

議案第88号 指定管理者の指定について

(港区立精神障害者地域活動支援センター)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区浜松町2-6-5 浜松町エクセレントビル3階

2 事業者選定の経過

当該施設の新築工事において、既存建物の解体工事实施以降、断続的に地中障害物が発見され、撤去工事に時間を要したことから、新規施設の開設時期を当初予定していた令和3年4月1日から令和3年6月1日に変更します。

開設時期の変更に伴い、浜松町にある暫定施設での利用期間を2か月間延長することから、当該期間の指定管理者を指定する必要があります。現在の指定管理者は、平成28年度から安定的に運営し、利用者への対応やサービス提供を高い水準で行っています。

新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な状況が今後も続く中で、利用者の感染予防に取り組み、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた迅速かつ適切な対応を行うためには、施設を熟知し、利用者との関係性を構築している現在の指定管理者による継続した管理運営が必要です。

令和3年度の事業内容と職員体制に変更がないことを確認し、令和2年7月28日に開催された令和2年度港区指定管理者選定委員会において、現在の指定管理者が指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名称	社会福祉法人港福会
所在地	東京都港区芝浦一丁目14番8号ベルハイム201号
代表者	理事長 伊藤 ゆうみ

4 指定期間

令和3年4月1日から令和3年5月31日まで（2か月）

5 今後の予定

令和3年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

指定管理者候補者確認調書（指定期間延長）

担当部課名 保健福祉支援部障害者福祉課

●指定の概要

施設名	港区立精神障害者地域活動支援センター
事業者名	社会福祉法人港福会
事業者所在地	東京都港区芝浦一丁目14番8号 ベルハイム田町201号
事業者代表者	理事長 伊藤 ゆうみ
現在の指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年）
新たな指定期間	令和3年4月1日～令和3年5月31日（2か月）

●現在の指定管理者を指定管理者候補者とする理由

当該施設の新築工事において、既存建物の解体工事実施以降、断続的に地中障害物が発見され、撤去工事に時間を要したことから、新規施設の開設時期を当初予定していた令和3年4月1日から令和3年6月1日に変更します。

開設時期の変更に伴い、浜松町にある暫定施設での利用期間を2か月間延長することから、当該期間の指定管理者を指定する必要があります。現在の指定管理者は、平成28年度から安定的に運営し、利用者への対応やサービス提供を高い水準で行っています。

新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な状況が今後も続く中で、利用者の感染予防に取り組み、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた迅速かつ適切な対応を行うためには、施設を熟知し、利用者との関係性を構築している現在の指定管理者による継続した管理運営が必要なことから、現在の指定管理者を指定管理者候補者とします。なお、令和3年度の事業内容と職員体制に変更がないことを確認しています。

●令和3年度事業費見込み（金額：千円）

区 分	令和3年度 (4月～5月)
職員人件費	9,692
光熱水費	388
修繕費	51
事業運営費	1,155
施設管理経費	224
その他経費	541
歳出合計	12,050
指定管理料	12,050
歳入合計	12,050

※各区分の端数調整はしていないため、合計欄と一致しない場合があります。